

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
ものづくり 自動車産業 振興室	ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業費補助、地域産業重点強化加速支援事業費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業重点強化支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、医療機器関連産業参入促進事業費補助、医療機器等製品開発支援事業費補助、中小企業総合的成長支援事業費補助、産業競争力強化支援拠点整備費補助、工業団地整備事業費補助、企業立地促進奨励事業費補助、県北広域産業力強化促進事業費補助及び特定区域産業活性化奨励事業費補助	ものづくり 自動車産業 振興室	ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業費補助、地域産業重点強化加速支援事業費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業重点強化支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、医療機器関連産業参入促進事業費補助、医療機器等製品開発支援事業費補助、中小企業総合的成長支援事業費補助、 <u>ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助</u> 、産業競争力強化支援拠点整備費補助、工業団地整備事業費補助、企業立地促進奨励事業費補助、県北広域産業力強化促進事業費補助及び特定区域産業活性化奨励事業費補助
観光・プロ モーション 室	地域なりわい再生緊急対策交付金、みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助、 <u>旅館等耐震改修利子補給補助</u> 及び観光宿泊施設緊急対策事業費補助	観光・プロ モーション 室	地域なりわい再生緊急対策交付金、みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助、 <u>旅館等耐震改修利子補給補助</u> 、 <u>観光宿泊施設緊急対策事業費補助</u> 、 <u>観光宿泊施設経営継続支援交付金</u> 及び観光バス運行支援事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			